

第2回定例会会議録

平成29年 6月 2日（金）

開 会 午前10時00分

――― 日程第1 開会宣言 ―――

○議長（古越 弘君） これより、平成29年第2回御代田町町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

――― 諸般の報告 ―――

○議長（古越 弘君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

木内事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君）

諸般の報告

平成29年6月2日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案17件・報告2件が提出されてい
ます。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配付した請願文書表のとおり、請願2件が提出され、受理し
ました。

4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、小井土哲雄議員ほか7名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次ページからは、監査委員の例月出納検査、定期監査報告書でございますので、
後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、こ
の場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（古越 弘君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） おはようございます。

それでは、報告いたします。

去る5月26日午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成29年第2回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案17件、報告2件の計19件であります。一般質問の通告者は8名であります。

3月定例会以後、提出された請願は2件あり、受理いたしました。

これにより、会期は、本日から6月12日までの11日間とすることと決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1を21ページです、お開きください。

会期及び審議予定表

第 1 日目	6 月 2 日	金曜日	午前 10 時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程、議案に対する質疑
				議案の委員会付託
第 2 日目	6 月 3 日	土曜日		議案審査
第 3 日目	6 月 4 日	日曜日		議案審査

第 4 日目	6 月 5 日	月曜日	午前 10 時	一般質問
第 5 日目	6 月 6 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日目	6 月 7 日	水曜日	午前 10 時	常任委員会
第 7 日目	6 月 8 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会
第 8 日目	6 月 9 日	金曜日	午前 10 時	全員協議会
第 9 日目	6 月 10 日	土曜日		休会
第 10 日目	6 月 11 日	日曜日		休会
第 11 日目	6 月 12 日	月曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて、常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

常任委員会日程

総務福祉文教常任委員会

6 月 7 日	水曜日	午前 10 時	大会議室
6 月 8 日	木曜日	午前 10 時	大会議室

町民建設経済常任委員会

6 月 7 日	水曜日	午前 10 時	議場
6 月 8 日	木曜日	午前 10 時	議場

全員協議会は、

6 月 9 日	金曜日	午前 10 時	大会議室
---------	-----	---------	------

となっております。

以上で報告終わります。

○議長（古越 弘君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から 6 月 12 日までの 11 日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 12 日までの 11 日間と決しました。

○議長（古越 弘君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

12番 市村千恵子議員

13番 池田健一郎議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（古越 弘君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様には、時節柄何かとお忙しい中にもかかわらず御参集を賜り、議会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

先ごろマスコミに公表させていただきました職員の不適切な事務処理に対する処分につきましては、町民の皆様を初め観光協会などの諸団体、また議員の皆様にも御迷惑をおかけし、町の信頼を失墜させる事態となってしまいましたことに対しまして、心からおわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

二度とこうした重大な不祥事が発生しないよう気を引き締めて対応してまいりますので、よろしく願いをいたします。

次に、最近の町の取り組みについて報告させていただきます。

まず、企業誘致の状況ですが、シチズンファインデバイスから申し出がありましたたやまゆり工業団地の売却につきましては、町として企業誘致に向けて精力的に取り組んでまいりました。ようやく4月27日に千葉県に本社のある株式会社エリアデザインと売買契約が締結され、新たな事業展開していくことが決定しました。

今後は、町が創設した用地取得に対する補助制度の活用による企業支援に向けて、工業審議会での具体的な審議などを進めてまいります。

次に、旧メルシャン軽井沢美術館の活用に向けて基本合意を締結しました株式会社アマナの関係では、今年度ミニフォトフェスティバルや写真教室を実施するため、引き続き協議を進めているところです。

また、地方創生拠点整備交付金を活用し、旧美術館のインフォメーション棟と駐車場を整備するため、補正予算に1億2,000万円をお願いしたところです。

町民の森の活用につきましては、本年3月に自然と調和した癒やしのリゾートホテル誘致計画、地域を豊かに希望を広げるといった内容の計画を策定し、この計画をもとに塩野区で3回、清万区で1回の説明会を開催しました。

開発に対する同意が必要な塩野区からは、要望条件が付されておりますが、建設の同意をいただくことができました。今後は早期の基本合意書の締結を初め、リゾートホテルの建設からオープンに向けて、株式会社ひらまつと具体的な内容など協議を進めてまいります。

当面の課題として、以上の3社の企業誘致を成功させることが町の産業振興に大きく寄与することとなる一方で、今日まで町の産業の発展を支えていただきました既存企業との協力や連携をより一層強化することも重要であると考えています。御代田町だからこそできる、きめ細かな企業支援を継続して実施してまいります。

次に、クラインガルテン事業では、引き続き、ラウベの全棟契約と交流事業の促進という2つの目標を掲げています。ラウベの全棟契約につきましては、本年5月から8棟全棟の契約となりました。これまでに各種広報媒体を活用した情報発信を展開したことによる一つの成果であると考えています。引き続き、さまざまな広報活動を行いながら全棟契約の継続を図ってまいります。

また、交流事業の促進につきましては、町内の各種団体等と連携した幅広い分野の交流事業を実施してまいります。将来的な目標としましては、この事業を通して御代田町への移住・定住の促進につながるよう、事業展開を図ってまいります。

建設水道課が進めております都市再生整備計画の道路事業の状況としましては、近年、国土交通省の交付金が要望額よりも少なかったため、思うように工事ができず、計画最終年度の平成30年度までに予定どおり終わらせることが懸念されてきました。現在までに上ノ林児玉線、上小田井雪窓線、児玉荒町線、南浦3号線の4路線を進めていますが、そのうちの児玉荒町線は6月に、上小田井雪窓線は7月までに完成する見込みです。

平成29年度は東林大林線、児玉区の世代間交流センター東側の全線と、上ノ林児玉線、南浦3号線、広戸御代田停車場線、広戸地区の一部を工事する計画でしたが、国土交通省からの交付金が近年にない高額な内示を受けたため、今回上ノ林児玉線、南浦3号線、広戸御代田停車場線の全線完成が見込めることとなり、そのほかに久能梨沢線、塩野区内線の2路線を新たに追加して事業を進める予定です。

以上の8路線の工事を実施し、平成30年度までの供用開始を目指します。

このほかにも、平和台団地内と役場庁舎東側入向原地区の住宅用地確保に向けた協議を進めております。

町役場新庁舎の建設は順調に進んでいます。これまでは国県からの建設に対する財政支援はありませんでしたが、さきの熊本地震により庁舎が倒壊して行政としての対応に困難を来す事態が発生したことから、政府においては、今年度より庁舎建設や耐震工事への財政支援を行うこととなりました。

町としましては、このチャンスを生かすべく事業採択に向けて総務省などに要望活動を行うほか、必要な計画書作成に取り組んでおります。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項の報告5件、人事案1件、事件案1件、条例案7件、補正予算案3件、報告事項2件の計19件です。

専決処分事項の報告5件につきましては、1件目の御代田町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分は、国の税制改正に起因するものです。

2件目の平成28年度御代田町一般会計補正予算の専決ですが、歳入につきましては、国県補助金、ふるさと納税寄附金などの額の確定による補正を行い、歳出につきましては、国民健康保険特別会計が安定的に推移していることから、法定外で繰り出す予定だった繰出金2,000万円の減額や事業費確定に伴う減額補正を行いました。

本補正予算については、3つの特別会計補正予算とともに3月31日付で専決処分させていただきました。

人事案の1件につきましては、御代田町農業委員会の委員の選任について、これまで農業委員は選挙により選出されていましたが、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、公募から候補者評価委員会の審議を経て、最終的に議会の同意をもって町長が選任することとなったものです。

事件案の1件につきましては、町道2路線を新たに認定したいため、議会の議決を求めるものです。

条例案の7件につきましては、1件目の御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部改正案は、町長と副町長の給与を減額するものです。

2件目の御代田町町民の森設置及び管理に関する条例の一部改正案は、町民の森

の花壇部分の1筆を普通財産とするため、町民の森から除外するものです。

3件目の御代田町統計調査区並びに統計調査員設置条例の一部改正案は、平和台児童館の廃止やミネベア株式会社の社名変更などにより、調査区域の名称について幾つかの不都合が生じている部分を改めるものです。

4件目の御代田町財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正案は、地方自治法の記述にあわせて文言や公表の時期等を改めるものです。

5件目の御代田町町税条例の一部改正案は、国の税制改正に起因するものです。

6件目の御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正案は、国が定める非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に起因して、文言等の記述をあわせるものです。

7件目の御代田町保育料徴収条例の一部改正案は、国の幼児教育の段階的無償化の方針に基づき、前年度に引き続いて低所得者及びひとり親家庭等に対する保育料の軽減措置を実施するものです。

補正予算案の3件につきましては、1件目の平成29年度一般会計補正予算案は、4億8,379万円の増額を計上し、歳入歳出総額を77億6,729万円にするものです。

主な補正の内容につきましては、平成29年度コミュニティー助成事業の交付決定を受けて、栄町区の除雪機、物置、炊飯器等購入事業、馬瀬口区のテーブル、椅子、物置等購入事業、塩野区のはっぴ、ヘルメット、ヘッドライト等購入事業に対する補助金450万円を計上しました。

また、地方創生拠点整備交付金を受けて実施予定の写真美術館整備事業として1億2,000万円、面替地区の要望により備品購入等を実施する面替地区地域振興基金事業経費として498万円、社会資本整備総合交付金の内示額の確定に伴い、都市再生整備計画事業の道路分について、改良工事等を3億1,798万円を計上しました。

そのほか入向原地区土地区画整理事業地権者合意形成業務として1,123万円のほか、4月の人事異動に伴う職員人件費の補正を計上しました。

歳入は、これらの事業に対する国庫補助金として、地方創生拠点整備交付金3,722万円、社会資本整備総合交付金1億3,390万円、繰入金としてふるさと創生基金繰入金400万円、面替地区地域振興基金繰入金497万円、諸収入と

してコミュニティー事業助成金450万円、町債として地方創生拠点整備交付金事業債6,760万円、都市再生整備計画事業債1億6,570万円などを計上しました。

2件目の公共下水道事業特別会計補正予算案は、864万円の増額補正となっています。交付金の内示に伴い、浄化管理センター長寿命化工事の一部を前倒しして実施するもので、あわせて債務負担行為の設定をお願いしております。

3件目の御代田小沼水道事業会計補正予算案は、職員の人件費の増額をお願いするものです。

報告事項の2件につきましては、平成28年度御代田町土地開発公社の事業報告等及び平成28年度繰越明許費繰越計算書の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議をいただき、原案どおりの御採決をいただきますようお願いを申し上げます。第2回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（古越 弘君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第34号 専決処分事項の報告について―――

○議長（古越 弘君） 日程第5 議案第34号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） おはようございます。

それでは、議案書3ページをお願いいたします。

議案第34号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

平成29年6月2日 提出

御代田町長 茂木祐司

次の4ページをお願いいたします。

専第2号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、専決処分する。

平成29年3月31日 専決

御代田町長 茂木祐司

御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

5ページをお願いいたします。

御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法等の一部改正する法律等が、平成29年3月31日に公布され、4月1日より施行されました。

これに伴い、国から条例改正が示されたため、専決により国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正点でございます。改正点については、保険税軽減範囲を見直すものでございます。

第23条の国民健康保険税の軽減は、軽減判定所得の算定方法を変更し、軽減対象世帯の範囲を広げるものでございます。

被保険者数に乗ずる金額を5割軽減は「26万5,000円」から「27万円」に、2割軽減は「48万円」から「49万円」にそれぞれ引き上げとなります。

附則でございますが、第1条、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第2条、改正後の御代田町国民健康保険税条例の規定は、第29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

6ページは、新旧対照表でございますので、ご覧ください。

説明は以上でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第34号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第34号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第6 議案第35号 専決処分事項の報告について―――

○議長(古越 弘君) 日程第6 議案第35号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) それでは、議案書の7ページをお開きください。

議案第35号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

平成29年6月2日 提出

御代田町長 茂木祐司

8ページをお願いいたします。

専第3号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、専決処分する。

平成29年3月31日 専決

御代田町長 茂木祐司

専決処分をさせていただいたのは、平成28年度御代田町一般会計補正予算(第

6号)についてでございます。

次の補正予算書の1ページをお開きください。

平成28年度御代田町一般会計補正予算(第6号)

平成28年度御代田町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,361万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億9,262万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の2ページから、第1表 歳入歳出予算補正につきましては、本日お配りさせていただいております資料番号1で説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

こちら一般会計の専決補正内容でございます。

歳入から主だったものについて御説明をさせていただきます。

款14、国庫支出金、款15、県支出金につきましては、額が確定しました大きく減額となった科目について補正をさせていただきます。

款14の項1、国庫負担金につきましては、児童手当の国からの負担金1,332万5,000円の減額でございます。

項2の国庫補助金につきましては、個人番号カード交付事業補助金としまして、156万6,000円の減、委託金では、国民年金事務費の委託金188万円の減でございます。

15の県支出金、項1の県負担金につきましては、障害者自立支援給付費の負担金318万6,000円、児童手当の負担金251万7,000円の減額でございます。

続きまして、款17の寄附金238万円の増額です。こちらふるさと納税寄附金、最終予算よりも238万円増ということで、増額補正をさせていただきます。

最終的な金額 6,346 万 5,000 円となっております。

款 18、繰入金、項 1 の基金繰入金 2,000 万円の減です。こちら全額地域振興基金の繰入金です。歳出でも説明をさせていただきます、国民健康保険特別会計への繰出金に充てていた基金を全額減額するものでございます。

款 21 の町債は、都市再生整備計画事業債 2,220 万円の減というところで、こちら事業費確定による減額でございます。

歳入合計 6,361 万 4,000 円の減でございます。

続きまして、2 ページ、歳出、お願いいたします。

款 2、総務費、項 1 の総務管理費では、ふるさと納税の増額に伴う補正をさせていただきました。ふるさと納税特典事業を減額し、ふるさと創生基金の積立金を増額するものでございます。

款 3、民生費、項 1、社会福祉費は、3,333 万 7,000 円の減額でございます。障害児の医療費、障害者自立支援給付費、こちら実績に伴う減額でございます。それにあわせまして、国民健康保険特別会計への安定化事業繰出金を減額してございます。こちら国民健康保険特別会計への療養給付費の実績から、安定化対策事業の繰出金を全額減額するものでございます。

款 8 の土木費、項 2 の道路橋梁費では、都市再生整備計画事業費、額確定によりまして 1,619 万 8,000 円の減でございます。

都市計画費では、公園施設の整備工事でございます。こちら都市再生整備計画事業で実施をさせていただいております。入札差金等によりまして、309 万 9,000 円を減額しております。

以上、歳出合計につきましては、6,361 万 4,000 円の減でございます。

続きまして、予算書の 4 ページをお開きください。

こちら第 2 表の地方債の補正でございます。

変更で、公共事業等債でございます。こちら先ほど申し上げました都市再生整備計画事業に充てていた公共事業等債につきまして、2,220 万円ほど限度額を減額するものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第35号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第7 議案第36号 専決処分事項の報告について―――

○議長(古越 弘君) 日程第7 議案第36号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) それでは、議案書9ページをお願いいたします。

議案第36号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項に規定により報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、10ページをお願いいたします。

専第4号 専決処分書

地方自治法の規定により専決処分する。

平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)につい

てでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,336万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,473万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

それでは、2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3、国庫支出金、項2、国庫補助金でございますが、財政調整交付金の交付額確定によりまして、270万2,000円の減額でございます。

款4、県支出金、項2、県補助金でございますが、財政調整交付金交付額確定によりまして、549万2,000円の増額でございます。

款5、項1、療養給付費交付金でございますが、退職者医療給付費交付金額変更に伴いまして、615万9,000円の減額でございます。

款9、繰入金、項1、他会計繰入金でございますが、一般会計からの安定化対策事業繰入金でございますが、一般被保険者療養給付費等が伸びていないため、繰越金がふえることも考慮いたしまして、2,000万円の減額でございます。

歳入合計でございますが、補正額2,336万9,000円の減額でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、総務費、こちらにつきましては、財源変更でございます。

款2、保険給付費、項1、療養諸費でございますが、7,293万6,000円の減額でございます。こちらは一般退職被保険者療養給付費、一般被保険者療養費が見込みより伸びなかったための減額でございます。

項2、高額療養費でございますが、977万3,000円の減額でございます。こちら一般退職被保険者高額療養費が見込みより伸びなかったための減額ござ

います。

款 8、保健事業費、こちらにつきましては財源変更でございます。

款 11、項 1、予備費でございますが、5,934万円の増額で予備費で調整をしております。

歳出合計でございますが、補正額 2,336万9,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。御承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 36号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第 36号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 8 議案第 37号 専決処分事項の報告について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 8 議案第 37号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書 11 ページをお願いいたします。

議案第 37 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、12 ページをお願いいたします。

専第 5 号 専決処分書

地方自治法の規定により専決処分する。

平成 28 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 28 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 15 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,134 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

2 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 3、繰入金、項 1、一般会計繰入金でございますが、交付金額の確定に伴いまして 68 万 6,000 円の増額でございます。

款 5、諸収入、項 3、雑入でございますが、健診事業費補助、人間ドック補助事業確定に伴いまして、84 万 3,000 円の減額でございます。

歳入合計でございますが、補正額 15 万 7,000 円の減額でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 3、保健事業費、こちらにつきましては財源変更でございます。

款 5、項 1、予備費でございますが、15 万 7,000 円の減額で調整をしております。

歳出合計でございますが、補正額 15 万 7,000 円の減額でございます。

説明は以上でございます。御承認をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第37号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第9 議案第38号 専決処分事項の報告について―――

○議長（古越 弘君） 日程第9 議案第38号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書13ページをお願いいたします。

議案第38号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決しましたので、同条第3項の規定により報告をいたしますので、承認をお願いいたします。

次の14ページをご覧ください。

専第6号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、平成29年3月31日に専決させていただきましたので、御承認をお願いいたします。

次の補正予算書、1ページをご覧ください。

平成28年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ825万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,669万円とする。

2 補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、当初見込みより使用料、滞納繰越分の減額に伴う収入の減によるものでございます。補正額190万9,000円の減でございます。

項2、手数料、指定工事店の新規及び更新手続の減少による減額でございます。補正額は54万3,000円の減でございます。

款6、諸収入、項2、雑入、こちらは違約金、利子等の確定による減額でございます。2,000円の減額でございます。

款7、町債、項1、町債、入札差金、管渠工事、公共ます設置工事等の減額によるものでございます。580万円の減でございます。

歳入合計825万4,000円の減額です。総額は7億1,669万円でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1、土木費、項1、都市計画費、主なものといたしましては、浄化管理センター維持管理委託料、町単独管路施設工事の確定による減額でございます。補正額

は678万4,000円の減です。

款3、予備費、こちらは歳入見込み額の減に伴う予備費の調整額の減でございます。補正額は147万円の減でございます。

歳入歳出合計825万4,000円の減額です。総額は7億1,669万円でございます。

次の4ページをご覧ください。

第2表 地方債補正を変更いたします。

起債の目的でございます、公共下水道事業、補正の限度額を3,980万円から580万円を減額いたしまして、補正後の限度額を3,400万円といたしました。

地方債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上のとおり承認をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

公共下水道の関係は、町民建設の委員会のほうにかかわる事項ではありますが、この場で採決をされてしまいますので、1点だけちょっと確認をさせてください。

今、歳入のほうで使用料滞納繰越分190万9,000円減ということなんですが、これは察するところ、時効を迎えた関係の滞納繰越分の処理だとは勝手に思っているんですが、それでしたらちょっともう少し詳しい内容をお聞かせいただければと思います。

○議長（古越 弘君） この際、暫時休憩します。

（午前10時49分）

（休 憩）

（午前10時56分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

収入見込みの減額に伴う使用料の滞納繰越分の減になります。こちらは公共下水道使用料と特別環境保全公共下水道、2つございまして、公共下水道使用料の滞納繰越分は、予定しておりました収入済み額560万円に対しまして、収入済みの額が380万7,000円、特定環境保全公共下水道ですが、当初は22万円を予定しておりましたが、収入済み額が10万4,000円でございます。合わせまして、190万9,000円の収入見込み額の減ということになります。（発言する者あり）

時効によるものではなくて、収入見込みに伴う減額ということになります。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） そうすると、時効にかかわる件については、また別の項目で説明されるということでしょうか。

○議長（古越 弘君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） じゃ、お答えいたします。

不納欠損の部分のことにしましては、また決算のほうで9月のときに御報告させていただきます。あくまでも、今回の補正額につきましては、前年度との対比で予算を見込んだものに対する収入の減ということで御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） はい、理解できました。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第38号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第10 議案第39号 御代田町農業委員会の委員の選任について―――

○議長(古越 弘君) 日程第10 議案第39号 御代田町農業委員会の委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井産業経済課長。

(産業経済課長 大井政彦君 登壇)

○産業経済課長(大井政彦君) 議案書15ページをお開きください。

議案第39号 御代田町農業委員会の委員の選任についてでございます。

下記の者を、御代田町農業委員会の委員に選任したいから、御代田町農業委員会の委員の選任に関する規則第9条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

まず、提案に至った経過について御説明いたします。

農業委員会等に関する法律の改正を受け、現委員の任期満了となる平成29年7月20日から農業委員会が新制度へ移行します。

平成28年12月定例会におきまして、御代田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例が可決され、御代田町農業委員会の委員の定数を14名、そのほか農地利用最適化推進委員の定数を5名と決めました。

今回の法律改正に伴いまして、農業委員の選出方法がこれまでの選挙制から公募により委員を募集し、議会の同意を得て市町村長が任命する選任制へと移行したことから、平成29年2月1日から2月28日までの28日間、推薦及び公募による農業委員の募集を行ったところ、推薦による応募者が12名、推薦のない公募者3名の計15名の応募がございました。

この結果、町で定めた農業委員の定数14名に対し1名の増となったことから、御代田町農業委員候補者評価委員会運営規程に基づきまして、町長からの求めによ

り、平成29年5月1日に御代田町農業委員候補者評価委員会を開催しました。

評価委員会では、農業委員として応募した全候補者に対して、農業委員候補者評価基準に基づく評価を行い、農業委員候補者の評価の意見を町長に提出いたしました。

評価委員会での評価に当たり、第23期御代田町農業委員候補者評価基準を定め、地域からの評価、農業に関する識見、候補者に関する評価の3項目の基準を設けました。中でも、当町は地域ごとにつくる農作物の品目や農業規模が大きく異なることから、当町ならではの地域特性に着目した地域からの評価を重視した評価を行ったものでございます。

それでは、農業委員の選任について、敬称は省略させていただきますが、説明していきます。

氏名、内堀文夫、住所、御代田町大字塩野1285番地3、生年月日、昭和26年6月11日の塩野区長からの推薦で、認定農業者でございます。

内堀孝昌、住所、御代田町大字塩野1509番地1、生年月日、昭和29年9月9日。塩野区長からの推薦で、認定農業者でございます。

清水陽子、住所、御代田町大字塩野3180番地391、生年月日、昭和31年1月18日。一里塚区長からの推薦でございます。

鈴木健之、御代田町大字御代田2223番地6、生年月日、昭和27年9月19日。栄町1区長からの推薦で、認定農業者でございます。

土屋 學、住所、御代田町大字馬瀬口2020番地、生年月日、昭和22年3月22日。三ツ谷区長からの推薦で、認定農業者でございます。

塚田正博、住所、御代田町大字御代田2789番地4、生年月日、昭和24年11月27日。上宿区長からの推薦でございます。

大井壽尚、住所、御代田町大字豊昇344番地、生年月日、昭和31年6月17日。豊昇区長からの推薦で、認定農業者でございます。

古越政彦、御代田町大字馬瀬口2363番地、生年月日、昭和27年5月31日。馬瀬口区長からの推薦で、認定農業者でございます。

荻原 隆、住所、御代田町大字草越422番地、生年月日、昭和31年7月16日。草越区長からの推薦で、認定農業者でございます。

浅沼伸吉、御代田町大字御代田2548番地、生年月日、昭和36年1月28日。

西軽井沢区長からの推薦でございます。

古越 優、御代田町大字御代田 3 7 7 5 番地 3、生年月日、昭和 3 3 年 8 月 2 1 日。児玉区長からの推薦で、認定農業者でございます。

五味高明、住所、御代田町大字御代田 2 7 1 4 番地 1 2 0、生年月日、昭和 2 4 年 2 月 1 6 日。農業経営は行っておりませんが、利害関係を有しない者として一般公募でございます。

飯塚仁子、住所、御代田町大字御代田 1 9 1 8 番地 7、生年月日、昭和 3 6 年 1 2 月 2 0 日。一般公募でございます。

土屋虎夫、御代田町大字草越 3 8 4 番地、生年月日、昭和 2 5 年 2 月 2 3 日。JA 佐久浅間農業協同組合からの推薦でございます。

以上、1 4 名の農業委員の選任について同意を求めるものでございます。御同意のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

五味高明議員の退場を。

（3 番 五味高明君 退場）

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 3 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第 3 9 号 御代田町農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

この際、暫時休憩します。

（午前 1 1 時 0 3 分）

（休 憩）

（午前 1 1 時 1 6 分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第11 議案第40号 町道の路線認定について―――

○議長（古越 弘君） 日程第11 議案第40号 町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書16ページをお願いいたします。

議案第40号 町道の路線認定について

町道の路線を下記のとおり認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いいたします。

新規路線認定の位置につきましては、次の17ページ、18ページの位置図とあわせてご覧ください。

路線名、蛇谷地線、起点、御代田町大字御代田字山ノ神2531番119、終点、御代田町大字馬瀬口字反1625番132、延長514.0m、幅員6.5m、路面、アスファルト舗装、理由、区域変更でございます。

続きまして、平和台区内1号線、起点、御代田町大字御代田字向原2670番94、終点、御代田町大字御代田字向原2688番6、延長236.6m、幅員7.5m、路面、未舗装でございます。理由、新規、上小田井雪窓線及び児玉荒町線に接続する、県営住宅建設予定地内の既存の道路でございます。

蛇谷地線は、御代田佐久線（かりん道路）沿いの中山齒科から町営桜ヶ丘団地へ向かう道路の起点位置を変更するものでございます。現在は、桜ヶ丘団地内の通路と使っておりますけども、一里塚国道線とも接続していることから、団地内利用者以外の一般車両の通行もあり、公共性が高いため、今後は町道として管理をしてまいります。

平和台区内1号線です。県営平和台団地住宅建設予定地の払い下げに伴いまして、県と協議により現在供用開始されている道路部分につきましては、無償譲渡になることから、町道認定を行うものでございます。

御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第12 議案第41号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(古越 弘君) 日程第12 議案第41号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) 議案書の19ページをご覧ください。

議案第41号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成29年6月2日 提出

御代田町長

提案理由といたしましては、町長は、新クリーンセンター整備に係る地元要望事項の具体化に起因して混乱を招くこととなりました。また、産業経済課が所管する団体会計における職員の不適正な事務処理について、懲戒処分となった職員の任命責任がございます。

これらの責任を痛感し、給料月額30%、3月の減額を行うものでございます。

月額73万3,000円から21万9,900円を減額し、7月分から9月分の月額が51万3,100円ということになります。

副町長は、産業経済課が所管する団体会計における職員の不適正な事務処理について管理監督者の立場から、その責任を痛感し、給料月額の10%、1月の減額を行うものでございます。

月額59万7,000円から5万9,700円を減額し、7月分の給料月額が53万7,300円ということになります。

次の20ページをご覧ください。

改正文でございます。

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加えるということで、附則の6号としまして、平成29年7月1日から平成29年9月30日までの間における町長の給料月額及び平成29年7月1日から平成29年7月31日までににおける副町長の給料月額は、次の表に掲げる額とするというものでございます。

附則としまして、この条例は、平成29年7月1日から施行するものでございます。

次のページは、21ページは新旧対照表でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第42号 御代田町町民の森設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第13 議案第42号 御代田町町民の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の22ページをお願いいたします。

議案第42号 御代田町町民の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町町民の森設置及び管理に関する条例（平成20年御代田町条例第5号）

の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成29年6月2日 提出

御代田町長

この改正につきましては、町民の森として管理をしてきております苗畑跡地の花壇部分につきましては、町民の森から除外をして普通財産として活用するため、一部改正するものでございます。

23ページをお願いいたします。

御代田町町民の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

御代田町町民の森設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「375番地719 同所同番地722 同所同番地723」を「375番719、375番722」に改める。375の723について削除をお願いするものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。よろしく御審議をいただくよう、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第43号 御代田町統計調査区並びに統計調査員設置条例の一部
を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第14 議案第43号 御代田町統計調査区並びに統計調査員設置条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の25ページをお願いいたします。

説明に入らせていただく前に、資料の訂正、お願いいたします。

表題の御代田町統計調査並びにとございますが、調査の後に調査区ということで、「区」の文字を1文字追加をお願いいたします。また、その下の本文中御代田町統計調査の次に「区」ということで追加のほうをお願いいたします。大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

議案第43号 御代田町統計調査区並びに統計調査員設置条例の一部を改正する条例案について

御代田町統計調査区並びに統計調査員設置条例の一部を改正する条例を、次のとおり提出する。

平成29年6月2日 提出

御代田町長

26ページをお願いいたします。

こちら御代田町統計調査区並びに統計調査員設置条例の改正でございまして、本改正につきましては、表題中「並びに」を「及び」に改めまして、適正な言い回しをするための文言の改正と、本年3月閉館をいたしました「平和台児童館」が閉館となったこと、「ミネベア株式会社」の社名が「ミネベアミツミ株式会社」になったこと、通称名でありました町道の名称を正式名称に改めるなど、別表の改正をさせていただきますところでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとさせていただきます。

説明は以上です。よろしく御審議をいただくよう、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第44号 御代田町財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 1 5 議案第 4 4 号 御代田町財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の 2 8 ページをお願いいたします。

議案第 4 4 号 御代田町財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例を、別表のとおり提出をするものでございます。

平成 2 9 年 6 月 2 日 提出

御代田町長

こちら御代田町財政事情の作成及び公表に関する条例の改正ということで、本改正につきましては、地方自治法 2 4 3 条の 3 の記述にあわせまして、題名の「財政事情の作成及び公表」を「財政状況の公表」に改めるほか、公表する時期につきましてを、「5 月 1 日」「1 1 月 1 日」を「5 月」及び「1 1 月」と、公表する時期について改正をさせていただいております。

これにあわせまして、適正な言い回しとなるような文言の改正をさせていただきました。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するというようお願いいたします。

説明は以上です。よろしく御審議をいただくよう、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 1 6 議案第 4 5 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案に

○議長（古越 弘君） 日程第 16 議案第 45 号 御代田町町税条例の一部を改正する
条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

相澤税務課長。

（税務課長 相澤 昇君 登壇）

○税務課長（相澤 昇君） 議案書 31 ページをご覧ください。

議案第 45 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

御代田町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成 29 年 6 月 2 日 提出

御代田町長 茂木祐司

今回上程いたします御代田町町税条例の改正案につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、原則として、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなったことに伴いまして、御代田町町税条例の一部を改正するものがございます。

32 ページをご覧ください。

ただいま説明いたしました理由による改正条例案でございます。

改正概要につきましては新旧対照表で説明いたしますので、44 ページをご覧ください。

下線を引いた部分が改正箇所でございます。

第 33 条は、町民税の所得割の課税標準について規定しておりますが、上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化することとした地方税法 313 条第 13 号、14 号及び地方税法附則 13 条の 2 第 6 号の改正にあわせ、44 ページの第 4 項、第 6 項について字句を改正し、ただし書きと号を加えております。

45 ページをお願いします。

第 34 条の 9 につきましては、第 33 条の改正に伴う所要の規定の整備ござい

ます。

法人の町民税の申告納付について規定した第48条と48ページ、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續について規定した第50条につきましては、納期限後に納付し、または納入する市町村民税に係る延滞金について規定している地方税法第326条及び法人の市町村民税の不足税額及びその延滞金の徴収について規定している地方税法第321条の12等の改正にあわせて、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定についての改正でございます。

49ページお願いいたします。

固定資産税の課税標準について規定した第61条につきましては、震災等により滅失し、または損壊した償却資産にかわるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得され、または改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得または改良から4年度間は、その価格の2分の1とする規定を地方税法第349条の3の4として新設されたこと等にあわせ、第8項を改正するものでございます。

第61条の2につきましては、地方税法第349条の3において、固定資産税の特例割合を定めているものの一部を地域決定型地方税制特例措置（通称わがまち特例）により、新たに市町村長が条例でその特例割合を定めるものと改正されたことにあわせ、条の追加と特定割合を定めるものでございます。

50ページをお願いします。

第63条の2でございますが、区分所有に係る家屋に関して課する固定資産税について規定した地方税法352条、その割合の補正について規定した施行規則第15条の3等の改正にあわせまして、居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有家屋に係る按分方法と同様にする規定を整備するものでございます。

第63条の3につきましては、地方税法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税の按分の申し出について規定しておりますが、被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例を規定した地方税法第349条の3の3の改正にあわせまして、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の取り扱いを受けるようにするための規定の整備でございます。

5 2 ページをお願いいたします。

被災住宅用地の申告について規定した第 7 4 条の 2 につきましても、第 6 3 条の 3 と同様に、被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例を規定した地方税法第 3 4 9 条の 3 の 3 の改正にあわせて、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後 4 年度分に限り特例を適用する常設規定とするための規定を整備するものでございます。

5 4 ページをお願いいたします。

個人の町民税の所得割の非課税の範囲等について規定した附則第 5 条でございますが、地方税法附則第 3 条の 3 第 4 項及び第 5 項の控除対象配偶者の定義の変更に伴い、字句を改正するものでございます。

肉用牛の売却に係る事業所得に係る町民税の課税の特例を規定した附則第 8 条につきましては、地方税法附則第 6 条第 5 項の改正にあわせて、特例の適用期限を 3 年間延長するものでございます。

読みかえ規定の附則第 1 0 条につきましては、地方税法附則第 1 5 条、第 1 5 条の 2、第 1 5 条の 3 及び第 1 5 条の 3 の 2 の改正にあわせた改正でございます。

次に、地方税法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合について規定した附則第 1 0 条の 2 でございますが、字句の改めと地方税法附則第 1 5 条の改正に伴う所要の規定の整備及び項の削除と追加をしております。

5 5 ページ、附則第 1 0 条の 3 につきましては、地方税法の改正に伴う所要の規定の整備と、耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについて、その耐震改良が行われた年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度分の固定資産税から、3 分の 2 に相当する額を減ずることとした地方税法附則第 1 5 条の 9 の 2 の新設にあわせた改正でございます。

5 9 ページ、附則第 1 6 条につきましては、軽自動車税の軽減率の特例を規定した地方税法附則第 3 0 条について、グリーン化特例の適用期限を 2 年延長する等の改正がされたことにあわせてする改正でございます。

6 2 ページをお願いします。

附則第 1 6 条の 2 につきましては、減税対象となる軽自動車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が国土交通大臣の認定等を偽りその他不正の手段によって受け、国土交通大臣がその認定等を取り消したことによるものであるときは、

偽りその他不正の手段によって申請した者、またはその一般承継人を賦課期日現在における不足した税額に係る軽自動車税の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした地方税法附則第30条の2の規定の新設にあわせて、軽自動車税の賦課徴収の特例として、新設するものでございます。

63ページ、附則第16条の3第2項の改正につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る都道府県民税及び市町村民税の課税の特例について規定した、地方税法附則第33条の2が改正されたことにあわせて、特定配当に係る所得について、提出された申告書に記載された事項等を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化する改正でございます。

次に、附則第17条の2でございますが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る都道府県民税及び市町村民税の課税の特例について規定した、地方税法附則第34条の2が改正されたことにあわせてする改正でございます。

内容につきましては、63ページで御説明した16条の3、2項の改正と同様でございます。

64ページ、附則第19条の9第4項の改正につきましては、外国居住者等所得相互免除法第8条の改正にあわせて、特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項等を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化する改正でございます。

65ページ、附則第19条の10第4項の改正につきましては、租税条約等実施特例法第3条の2の2の改正にあわせて、条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項等を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化する改正でございます。

同条第6項の改正につきましては、第4項の改正に伴う所要の規定の整理をするものでございます。

66ページをお願いします。附則第30条、都市計画税に係る読み替え規定でございますが、地方税法附則第15条の改正に伴う規定の整備をするものでございます。

次に、附則でございますが、第1条で施行期日を、第2条で町民税に関する経過

措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置、第4条で軽自動車税に関する経過措置、第5条で都市計画税に関する経過措置をそれぞれ規定し、第6条では、附則第16条の改正に伴い規定を改正する必要があるため、平成26年条例第16号御代田町町税条例の一部を改正する条例の附則第6条を整備するものでございます。

以上、議案第45号についての説明でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第17 議案第46号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第17 議案第46号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大塚消防課長。

（消防課長 大塚紀明君 登壇）

○消防課長（大塚紀明君） 議案書70ページをご覧ください。

議案第46号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおりお願いいたします。

71ページをご覧ください。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償は、一般職の職員の給与に関する法律（給与法）で定められております。この改正により、基礎額につきましては、3月の議会で改正をいただきました。

今般、この政令が3月29日に公布されたことから、文言の改正並びに文言の追加でございます。

附則としまして、施行期日、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

経過措置につきましては、以下のとおりでございます。

72ページ、73ページ、74ページに新旧対照表がございますので、ご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第47号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第18 議案第47号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小山町民課長。

（町民課長 小山岳夫君 登壇）

○町民課長（小山岳夫君） それでは、議案書の75ページをお開きいただきたいと思います。

議案第47号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出します。

平成29年6月2日 提出

御代田町長

76ページをお願いいたします。

御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）

御代田町保育料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改めるといふことで、以下、改正する基準表をお示しして
ございます。

77ページ、お願いいたします。

別表第2を次のように改めるといふことで、やはり月額徴収基準表（2号・3号
認定）の改正の表をお示ししてございます。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の保育料の徴収については、なお従前の例によるとい
うことで、78ページに続いております。

今回の保育料徴収条例の改正につきましては、国が進めております幼児教育の段
階的無償化により、昨年に引き続き、低所得世帯及びひとり親世帯の保育料を軽減
するものでございます。

具体的には、まず、1点目といたしまして、年収約360万円未満の世帯の1号
認定——1号認定というの、従来の幼稚園児でございますが——の子どもの保育
料の軽減、これが第1点でございます。

第2点目、市町村民税非課税世帯の2号・3号認定——2号・3号認定といいま
すのは、従来の保育園児満3歳以上及び従来の保育園児満3歳未満、この2号・
3号認定の第2子の保育料の無償化。

3点目といたしまして、2号・3号認定の年収約360万未満のひとり親世帯等
の第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減するという内容でございます。

79ページには、新旧対照表をお示ししてあります。

保育料月額徴収基準表、第1号認定の表の右側徴収額の欄にアンダーラインが引
いてある数字が今回の改正箇所ということになります。

この表のうち、左側に第3という階層区分がございます。第3の1の市町村民税
所得割課税額7万7,100円以下、これが先ほど申し上げました年収約360万
未満相当の世帯になるということですので御理解いただければと思います。

80ページをお願いいたします。

保育料月額徴収基準表（２号・３号認定）の右側の欄にアンダーラインが引いてある数字が今回の改正箇所ということになります。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（１２番 市村千恵子君 登壇）

○１２番（市村千恵子君） 議席番号１２番、市村千恵子です。

１点お聞きいたします。今、課長のほうから説明受けて、今回が国の、昨年度引き続きの保育料の軽減ということなんですけれども、軽減されるのは１号、それから２号、３号とそれぞれあるわけなんですけれども、これによって対象者数というのはどのくらいになるのか。

それから、全体での減額される保育料の金額はどのくらいなのか。

でまた、この減額された分について国の財政措置というのはどうなるのか、その点についてお願いします。

○議長（古越 弘君） 小山町民課長。

（町民課長 小山岳夫君 登壇）

○町民課長（小山岳夫君） それでは、お答えをいたします。

今回の改正により保育料が軽減される対象者でございますが、６月１日現在、今後入退者があればそれなりに変わってくるわけなんですけれども、１号認定では対象者がおりません。この対象者自体が五、六人しかいないということで、おりません。

２号・３号認定におきましては、対象者は１３名、軽減される総額は年額２７万２,２００円ということで今計算されております。

保育料の軽減による国の財政措置につきましては、交付税措置ということでございます。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第19 議案第48号 平成29年度御代田町一般会計補正予算案(第1号)
について―――

○議長(古越 弘君) 日程第19 議案第48号 平成29年度御代田町一般会計補正
予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書の82ページをお願いいたします。

議案第48号 平成29年度御代田町一般会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により平成29年度御代田町一般会計補正予
算(第1号)を、別冊のとおり提出する。

平成29年6月2日 提出

御代田町長

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度御代田町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによ
る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億8,379万7,000円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億6,729万6,000円
とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページから、第1表 歳入歳出予算補正につきましては、本日お配りをさせて
いただいております資料番号3で説明をさせていただきます。

それでは、歳入の主なものから御説明をさせていただきます。

款 14、国庫支出金、項 2、国庫補助金は、1 億 6,981 万 7,000 円を増額するものです。

社会資本整備総合交付金としまして 1 億 3,390 万円の増額です。平成 27 年・28 年では 30%、あるいは 35% 程度の内示の率でございましたが、本年、要望に対しまして 78% の内示をいただいております。都市再生整備計画事業に充てるものでございます。

地方創生の拠点整備交付金 3,722 万 6,000 円を増額をお願いしてございます。こちら旧メルシャン軽井沢美術館の改修に充てるということでございます。

款 18 の繰入金、項 1 の基金繰入金です。7,562 万 9,000 円を増額をお願いしてございます。

まず、ふるさと創生基金の繰入金 400 万円の増でございますが、28 年度のふるさと納税の増分ということで、積み立てたふるさと創生基金から繰り入れを増額するものでございます。それと面替地区地域振興基金繰入金 497 万 9,000 円でございますが、こちらにつきましては面替区の要望を受け、備品購入に充てるものでございます。財政調整基金の繰入金につきましては、6,665 万円の増をお願いしてございます。

款 20 の諸収入、項 4 の雑入 461 万 1,000 円でございます。こちらコミュニティ事業の助成金としまして、本年 3 件採択をいただいております。450 万円の増です。その下、経営体育成支援事業補助金等返還金 11 万 1,000 円でございますが、こちら 26 年度の大雪によりますハウスの設置に伴う補助金の返還金でございます。

款 21 の町債では、2 億 3,330 万円の増でございます。都市再生整備計画事業費増によりまして 1 億 6,570 万円の増、一般単独事業債としまして 3,410 万円の増額をお願いしております。こちら地方創生の拠点整備交付金事業の単独分に充てる起債でございます。

それと、一般補助施設整備等事業債ということで、3,350 万円の増です。こちらは地方創生拠点整備交付金事業の補助分に充てさせていただくものでございます。

歳入合計 4 億 8,379 万 7,000 円を増額をお願いしてございます。

続きまして、歳出ということで、2ページをお願いいたします。

款2、総務費、項1の総務管理費では、1億4,003万円の増額をお願いしてございます。地方創生拠点整備交付金事業としまして、1億2,000万円の補正をお願いしております。こちら旧メルシャン軽井沢美術館の改修ということで、以前レストランのあった建物の改修としまして9,600万円、駐車場の改修として2,400万円の増額をお願いしてございます。

コミュニティ助成事業では、450万円の補正です。栄町区、塩野区、馬瀬口区の3地区で採択をいただいております。

項2の徴税费では、332万3,000円の減でございますが、臨時職員賃金1名分増額をお願いしてございます。

款3、民生費、項1の社会福祉費は、199万9,000円の減です。町の社会福祉協議会の事務費補助金ということで、この4月人事異動ございまして、その関係で事務費の補助金234万円をお願いしてございます。臨時職員の賃金としまして115万5,000円の増につきましては、職員産休・育休の臨時職員の増額でございます。

児童福祉費では、45万円の増です。こちらは冷房設備の設置工事としまして、やまゆり保育園未満児室に設置をする工事費としまして53万5,000円、また、東原児童館の公共下水道事業の受益者負担金31万6,000円をお願いしてございます。

款4、衛生費、項1の保健衛生費では、963万1,000円の減です。佐久広域連合火葬場の負担金ということで、火葬場取り壊しに係る関連の経費170万9,000円でございます。

項2の清掃費948万3,000円をお願いしてございます。歳入でも説明しましたが、面替地区の地域振興基金事業経費としまして498万6,000円としまして、区より要望がありました備品等の購入経費をお願いしてございます。

井戸沢最終処分場のフェンス改修工事で360万8,000円です。こちら木製フェンスで設置をしておりますフェンスについて、老朽化に伴う一部改修を行うものでございます。

申しわけありません。続きまして、款6の農林水産業費、項1の農業費です。29万6,000円です。経営体育成支援事業補助金の返還金としまして、先ほど

申し上げました平成26年の大雪によるハウスの設置の補助金で、国・県への返還金の計上でございます。

款8、土木費、項2の道路橋梁費では、3億2,176万8,000円の増です。都市再生整備計画事業費としまして3億1,798万6,000円の増です。内示のありました額に伴いまして、補正をお願いするものでございます。

項4、都市計画費では、1,363万5,000円の増をお願いしております。こちら入向原地区の市街地整備基礎調査業務としまして1,123万2,000円の増、公共下水道事業特別会計への繰出金としまして1,24万5,000円をお願いしてございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

款9の消防費で1,92万5,000円の増額をお願いしております。こちら佐久広域連合消防本部費の増額でございまして、県の防災ヘリ事故によります消防賞じゅつ金の御代田町分の負担金として、広域連合に支出をする経費でございます。

款10の教育費、項1の教育総務費では、365万円の増額をお願いしてございます。こちら北小の南側にあります教員住宅の関係経費で13万5,000円の増額等をお願いしてございます。

項6の学校給食費は、303万9,000円の減でございますが、こちら一般職員1名減に伴います臨時職員賃金1名分を増額をお願いしているものでございます。

歳出合計4億8,379万7,000円でございます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

こちら第2表 地方債補正でございます。

初めに、追加でございます。

起債の目的、一般補助施設整備等事業ということで、本補正予算で計上いたしました拠点整備交付金事業の補助対象分に充てる町債でございます。限度額3,350万円、起債の方法は、証書借り入れ、または証券発行、利率は年4%以内とさせていただきます。償還の方法としましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借換えすることができるものとしてございます。

次に、変更でございます。起債の目的、公共事業等債でございますが、こちら先

ほども説明をさせていただきました都市再生整備計画事業費の増額によるものでございまして、限度額1億3,340万円を1億6,570万円増額しまして、2億9,910万円とするものでございます。

続いて、一般単独事業でございます。こちら拠点整備交付金事業の単独分に当たるものを増額お願いしてございます。限度額6億1,170万円に対しまして、3,410万円の増をお願いし、6億4,580万円とさせていただくものでございます。

説明は以上になります。よろしく御審議をいただくよう、お願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

3点ほどお伺いいたします。

議案書の中の20ページ、お願いいたします。

20ページのところで、先ほど企財課長のほうから説明あった佐久広域連合火葬場負担金のことですけれども、今回取り壊しということなんですけれども、全体の費用の概要ですね、それで今回町の負担分が示されているわけですけど、町の負担割合についてはどうなのか。

それから、この取り壊しというのは今年度のみ負担なのか、その点についてお願いします。

次、24ページであります。24ページの下の土木費のところの都市再生整備事業費ということで、町長からも招集のあいさつの中で説明を受けたわけですが、今回、補正額が3億2,176万8,000円ということで、大幅に計上されているわけですが、当初予算のときには5路線ということの説明を受けて、今回かなり交付税が来るということで、大分そのときはなかなか予算のつきぐあいによっては複数年度に及ぶこともあるということでしたが、招集あいさつでは、大分今年度中にできるのではないかという話もあったわけですが、その点について大体完了予定、どのようになっていくのか。

それから、交付金の補助率というのは、これでどのくらいになったのか、その点についてお願いしたいと思います。

次、25ページですけれども、25ページの目1の都市計画総務費の説明欄でいえば、13001の市街地整備基礎調査業務ということで、今回1,123万2,000円というのが計上されているわけですけど、この事業内容についてお願いしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 小山町民課長。

（町民課長 小山岳夫君 登壇）

○町民課長（小山岳夫君） それでは、火葬場負担金の関係についてお答えをいたします。

まず、火葬場の予算でございますが、今年度1億8,486万円となっております。ただし、第2回定例会で2,238万円の補正予算が計上される予定で、最終予算合計が2億724万円となる見込みでございます。これが全体像でございます。

今回の補正理由でございますが、高峯苑、豊里苑の解体費用にダイオキシン処理費を見込んでいなかったことによる増額ということでございます。よって、解体費用は当初の3,594万円から5,832万円ということになります。

火葬場費の市町村分担金は、先ほど申し上げた火葬場費2億724万円から火葬場の使用料、霊柩車使用料、こういった収入がございます。これを差し引いた8,379万3,000円を均等割20%、人口割80%で計算をいたします。

今回の補正予算によりまして、御代田町の分担額は当初の639万7,000円から170万9,000円増額いたしまして810万6,000円ということになるわけでございます。

既存の建物の取り壊しは今年度で終了いたします。来年度以降の負担はありません。よって、来年度の予算では、既存建物の解体費用5,832万円は不要となり、市町村分担金も減少するということとなります。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 都市再生整備計画事業費補正額3億2,176万8,000円の事業内容でございます。

現在、上小田井雪窓線、児玉荒町線、広戸御代田停車場線、南浦3号線の4路線

について事業を進めております。4路線のうち、児玉荒町線は6月、上小田井雪窓線は7月末の供用開始を目指して進めております。

平成29年度は、児玉地区世代間交流センター前の東林大林線の全線、新庁舎北側の南浦3号線、上ノ林霊園から御代田中央記念病院前道路との交差点までの上ノ林児玉線、広戸地区農業集落排水処理施設前の広戸御代田停車場線の一部を工事する計画でおります。

国土交通省からの交付金の内示を受けまして、今回上ノ林児玉線、南浦3号線、広戸御代田停車場線の全線の工事完了が見込めます。

そのほかに、豊昇地区世代間交流センター前の久能梨沢線、用地取得、建設残土を確保しながら工事も進めてまいります。

塩野区内の旧県道塩野区内線は、用地取得と建物等の物件補償、建物等の物件が移転しましたら工事を進めていく予定でございます。

複数年度に係る路線と完成年度につきましては、南浦3号線、久能梨沢線、塩野区内線の3路線につきまして、平成30年度までの複年工事を計画しております。このことによって、第2期都市再生整備計画事業につきましては、8路線の工事を実施することができ、平成30年度までの供用開始を目指し、進めておるところでございます。

これまでの交付金に対する補助率についてでございます。

都市再生整備事業自体の補助率は40%の事業でございます。平成26年度から事業着手いたしまして、本年度で4年目を迎えております。本年度の事業費を含めまして補助率は約39.7%になります。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） えっ、もう1個。都市計画。

○議長（古越 弘君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 現在の役場庁舎から桜ヶ丘団地に至るあたりまでの入向原地区は、およそ7haのほとんどが農地になります。地権者の皆様が主体となり、土地の有効活用について、平成28年度から検討が進められてきたところでございます。

昨年度の検討の結果、住宅地として整備を目指し検討を続けることとなりました。住宅地整備のための手法としまして、地権者で構成する組合を設立し、組合による

土地区画整理事業という手法で主に検討が進められております。

御質問いただきました補正予算につきましては、前段の結果を受け、本年度も引き続き入向原地区における住宅地整備を検討するための、その検討業務を建設コンサルタントに委託する費用でございます。

業務の内容につきましては、事業計画案の作成のほか、地権者の事業に対する理解を深めていくための懇談会や説明会の開催のほか、事業への参画の意思を確認する個別相談会などを行いたいと考えております。

入向原地区は、都市的なまちづくりの目標や方針を定めた計画である都市計画マスタープランの中で、住宅市街地としての形成を促進するエリアという位置づけになっております。

町としましても、全国的に取り組みが始まっている地方創生を受け、移住・定住の促進を図ることを目的として、その受け皿となる新たな住宅用地の確保として検討を進めることと、また、現役場庁舎の跡地利用について検討していることなどを踏まえ、町としましては、地権者の皆様の検討を支援する立場として努めてまいりたいと考えております。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 火葬場については今年度のみ負担だということで、了解いたしました。

都市再生整備については、かなり大きな交付税が来たということによって、複数年度というのが今年度で終了できるということで、非常によかったなと思うところですけど、先ほど都市計画の市街地整備業務について今説明いただいたわけですが、これまでどのくらい費用が、去年ですね、調査費というか、上がっていたと思うんですけど、ちょっとそれどれくらいになったのかと。

それから、これから組合を設立していくわけですが、その組合設立の見通しはいいですか、事業の大体のどのくらいを目標にやっていくのか、その点についてお願いします。

○議長（古越 弘君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 今までの事業費でございます。平成28年度に町単独で御代田町市街化調整基礎調査業務を委託しております。事業費は367万2,000円でございます。事業内容でございますが、住宅地としての可能性の調

査とあと地権者の懇談会と説明会をそれぞれ1回ずつ行っております。

これからの見通しでございますが、本年度の検討が順調に進んだ場合、おおむね1年後には準備組合を設立を考えております。

計画は、県の認可を受けまして正式な組合として事業を開始するまでは、おおむね3年程度考えております。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

五味高明議員。

（3番 五味高明君 登壇）

○3番（五味高明君） 議席番号3番、五味高明です。

2件お伺いします。

この資料番号3の1ページの国庫支出金で、社会資本整備総合交付金1億3,390万という増額になったという話がありまして、要望額に対して78%の内示だというお話があったんですけども、今回の増額の前に当初予算では、たしか社会資本整備総合交付金というのは、1億2,000万強ですかね、なっているんですよ。それで、これ足すと2億5,400万ぐらいになるんですけども、要望額をまず幾らしてたのかということ、最初というのは当初予算1億2,000万ぐらいなのに、補正で1億3,300というような内示があったというのは、ちょっと私自身が理解できないんで、要望額が幾ら、予算とは別に何か要望しているのかというふうに思ったんですけど、いかがかなということと、もう一点は、四、五日前の新聞ですけども、社会資本整備総合交付金の長野県の場合、交付率が大幅に減額された。例えば近くであれば、佐久市の運動場の野球場が8億の要求に対して、1.5億だとか、東御市のプールの改修が1億に対して、5,000万円要求したのが2,000万ぐらいの交付が内示になったということで、非常に大幅に減額されている。

一方、当町は逆にふえているというようなお話を未然に受けておったんですけども、それに対して本当は、そういう状況の中でうちのほうの予算に対して、その辺の事業に影響はないかということをお伺いしたかったんですけども、いろいろ逆にふえているなと思うんですけど、この辺のことをちょっと御説明願いたいとい

うのと。

もう一点は、資料ナンバー3の2ページ目の款4の衛生費で、井戸沢最終処分場のフェンス改修工事360万というのと盛られているんですけども、これは平和台団地と井戸沢処分場の間のフェンスのことをまず言っているのかどうか。

というのは、そのフェンスですね、大分もう老朽化して根元から腐って今にも倒れそうな状態、非常に危険な状態になっていて、ロープを何か所か道のほうに倒れないように固定しているんですけども、そんな状況なんで、多分これだと思うんですけども、もし仮に今回の補正がオーケーの場合に、いつぐらいから着手する予定なのか、わかったら教えていただきたい、この2点でございます。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、都市再生整備、社会資本総合交付金の関係についてお答えをさせていただきます。

すみません、要望額については、ちょっと資料等ございませんで、正確な額はお答えできません。

本年度の当初予算につきましては、先ほども説明をさせていただきましたけども、前年度、前々年度が30%、35%程度の事業費しかいただけなかった状況がございまして、建設水道課のほうと相談する中で、余り大きく予算化しないような形で当初予算編成をさせていただきました。

今回の内示で約78%の要望に対して交付をいただけるというところで、今回増額をお願いしたところでございます。

それと、佐久市、あるいは東御市等との関連ということであるかと思うんですけども、今回のうちのほうで申請をさせていただいているものと、事業内容が違うところがあるものと考えております。

これまでうちのほうでは5年間の計画で最初の2年間で29、30ということで実施をするという中で、これまで30%から35%程度の内示しかなかったものがありますけども、今後、あと2年間しか期間がないというようなところで、国のほうからこれまで以上に内示をいただけたのかなあなんていうような、これは想像しかないんですけども、そんなふうに出るうちのほうでは見ているところでございます。ちょっとお答えになっているかどうかあれなんですけども、こんな状況でござ

います。

○議長（古越 弘君） 小山町民課長。

（町民課長 小山岳夫君 登壇）

○町民課長（小山岳夫君） それでは、井戸沢最終処分場目隠しフェンスの改修工事 360万7,200円についてお答えをいたします。

まず、4月の11日、かなり強風が吹いた日であったわけですが、この際に井戸沢処分場側の目隠しフェンス、これが一部15mほど倒壊いたしました。で、今回の改修工事費はそちらの分の改修工事ということになっております。

これにつきましては、15m以外、まだ倒壊していない部分もありますけれども、かなり根元が腐って――木製の柵でございますので、腐って倒壊のおそれがもう高いということをお判断いたしましたので、全体43.5mにわたりまして、高さ1.8mの堅牢な鉄製の柵を今度は設置するというところで考えております。

平成8年に井戸沢処分場開場しておりますけれども、平成16年3月には全面改修をする。これ木製の柵だったんですけれども、その後も平成26年、平和台北側の改修をする。大体8年から10年の間に改修が必要という状況になっております。木製の柵では限界性が見えているということで、今回鉄製の堅牢な柵で目隠しフェンスを建てかえるという計画でおります。

それで、実はもう昨日のことだったんですけれども、平和台団地側の目隠しフェンス、これもロープを張って団地側には倒れないような形で対応はしておったんですけれども、昨晚の強風でやはりかなりぐらついておるといって状況でございます。これにつきましては、当初は来年度以降予算をつけて対応していこうというふうにご検討しておったわけですが、現場の状況をよく分析いたしまして、緊急度があればまた早目に必要な措置、対策を講じていきたいというふうにご検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） すみません、要望額と先ほど企財課長のほうでも答弁されたんですが、はっきりした要望額ちょっとデータ出ていませんけれども、単純に計算割り返してみますと、3億2,000万ほどの要望をした、当初したのかなあ

というふうに考えております。

これは毎年本当に要望に対しての率——つきが悪かったというか、ある程度少し織り込んでいかなきゃいけない。それとあと2年間、29、30しかないものですから、5年間の計画でおったんですが、もう3年過ぎているということから、多く要望したという状況でございます。

それと、御代田町だけというようなお話もございましたけれども、それも先ほど課長申し上げたとおり、今の進捗の状況、それと5年間で最終年ということで、あと2年しかないというところから、国のほうでそういったところを鑑みてつけてくれという状況でございます。

町の側としてもその内示を受けて、今後どうしていくかということで、多くついた分につきましては予想よりも極めていい結果になりましたので、前倒ししてでも、繰り越しをしてでもある程度仕上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） よくわかりました。私心配したのは、逆に事業が減って、できな
きゃいけないと思ったんで、そういう質問をさせていただきました。

当初予算に1億2,000万ぐらいなものが、補正で1億3,000万つくって何かちょっと疑問に思ったんで、幾ら要望しているのかなと、そういう質問でございました。今よくわかりました。

それと5年計画の中の最終に来ているということで、御代田町は今回交付の減額の影響がなかったということで、ぜひ事業のほうは逆に、多分プラスの部分がいけるというお話なんで、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

野元三夫君。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

3点お伺いいたします。

予算書のまず11ページ、お願いしたいと思います。

予算書の11ページの款2、総務費、目1、一般管理費で、説明欄の一番下のところに建物借り上げ料ということで、87万円が計上されていますが、どこのどんな方の借り上げか、で、使用目的は何なのかということをお伺いいたします。

それからもう1点、2点目が、12ページの町長のあいさつでもありましたが、コミュニティー助成事業補助金450万円、これも説明があったが、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、同じ説明欄のところで、地方創生拠点整備交付事業として1億2,000万円が計上されており、これも町長のあいさつでありましたが、旧メルシャンの整備ということで美術館改装工事に9,500万、測量設計が2,500万円ということで計上されておるんですが、当初アマナさんのふだん交渉しているお話を聞いていますと、改修自体はアマナさん自身が行うということも聞いていたような記憶があります。これは土地売買から賃貸借契約に変更になったことと関係あるのかなということも考えられますが、その辺の経過説明と改修工事の内容も差し支えなければ説明いただきたいと、この3点をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 昼食のため、休憩します。午後1時半より再開します。

（午後 0時32分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、1点目につきまして、補正予算書の11ページでございます。

説明欄の一番下の建物借り上げ料87万5,000円の内容についてお答えいたします。

本件につきましては、長野市内のアパートの借り上げ料でございます。本年4月1日から2年間、長野県後期高齢者医療広域連合に当町の職員1名を派遣しており、現在はしなの鉄道で通勤しておりますが、業務の都合上残業等も多くなり、負担が大きくなったということで、7月から、本補正予算をお認めいただければ、7月から長野市内のアパートを借りたいというふうに考えております。

長野市内の一般的なアパートの家賃、共益費等を含めまして、消費税別で月額が約9万円ということでございますので、来年3月末までの9カ月分プラス消費税ということで87万5,000円というふうになるものでございます。

なお、参考までに予算書11ページ、同じ欄の4つ上ですか、手数料42万5,000円というものがございますが、こちらにつきましても、このアパート借り上げに伴う敷金、礼金、火災保険等の経費でございます。

それとまた、予算書、次のページの同じく説明欄の真ん中どころあたりに通勤手当24万7,000円の減額というのがございますが、こちらのほうは当面半年分の今度アパートを借りるようになりますと、通勤手当必要がなくなるということでございますので、当面の措置として半年分の通勤手当27万9,000円を減額するというものがこの中に含まれておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうからは予算書の12ページのコミュニティー助成事業の補助金の関係、あと同じページの地方創生の拠点整備交付金の関係についてお答えをさせていただきます。

平成29年度のコミュニティー助成事業につきましては、各団体より5件の事業申請をいただいております。そのうち、コミュニティー助成事業で採択となった事業は1件ございます。

このコミュニティー助成事業で不採択になった事業につきましては、長野県の市町村振興協会に申請書が回されまして、そこで再び地域活動助成事業として審査されることとなります。この地域活動助成事業として採択になった事業が2件ございました。合わせて3件というところでございます。

コミュニティー助成事業の採択は、栄町区の130万円の事業で、こちらは除雪機、物置、炊飯器等の購入事業でございます。

また、地域活動助成事業は塩野区の自主防災消防隊の70万円の事業で、こちらははっぴ、ヘルメット、ヘッドライト等の購入事業、その1件と、もう1件は、馬瀬口区の250万円の事業で、こちらはテーブル、椅子、物置等の購入事業という状況でございます。

続きまして、拠点整備交付金事業でございます。今回、1億2,000万円計上

をさせていただきましたのは、旧メルシャン軽井沢美術館のインフォメーション棟と言われていましたレストランのあった建物と駐車場を整備するための事業となっております。

事業内容としましては、インフォメーション棟の改修で9,600万円、駐車場の整備で2,400万円となっております。本年1月に締結をいたしました株式会社アマナとの基本合意書では、建物につきましてはアマナが自由に活用できるものとし、その維持管理、改築費等はアマナの負担とさせていただいていることから、インフォメーション棟につきましては、交付金と普通交付税で措置がされる以外の経費、その経費につきましては、アマナの負担とさせていただいているところです。これにつきましては、町債の償還にあわせて各年度で負担をしていただくという予定であります。

駐車場につきましては、町が整備をし、アマナに貸し付けるということで、町が負担をさせていただくことになってございます。

それと、本事業につきましては、町の整備する駐車場の財源の確保、それとアマナが負担する建物の改修費につきましても、拠点整備交付金を有効活用したいと、するものとして予算を計上させていただきました。

今回、賃貸借でなく土地を売却していれば、本交付金の活用はできなかったものと考えております。

あとインフォメーション棟の改修内容ですけれども、こちらアマナのほうで所有しておりますコーヒーの焙煎機、こちらを設置しましてコーヒー事業を展開したいというところで予定をしております。

この焙煎機の設置とともにレストランですとか、焙煎されましたコーヒーで入れたコーヒーを提供するカフェをあわせ持つものに改修をする予定となっております。

来週の金曜日には全員協議会で、こちらの内容につきましても、再度説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 1点目は理解できました。

2点目につきまして、除雪機1台購入、栄町でというお話があったんですが、事故等起きないように講習会、よその地区もそうだと思うんですが、除雪機作業講習

会というようなことを検討されているのかというのが、一つお伺いしたいです。

それから、3番目の地域拠点のところでは、エントランスというんですか、あちらと、西側のレストランのところを改修されるということで、コーヒー店に改修、売買から賃貸借になったのは特には関係ないと、そういうお答えをいただきましたので、3番目も結構ですが、2番目の除雪機の講習会だけ、計画があるかどうかだけお願いします。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをさせていただきます。

コミュニティー助成事業につきましては、町がコミュニティー助成事業の交付金をトンネルで申請を上げさせていただいて、その補助金を栄町に交付するものです。そういった趣旨の内容から、講習会といったものについては、区のほうで検討していただければというふうに考えているところです。町のほうで講習会を実施するといった計画、企画財政課のほうではございませんので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） ここで意見言っはいけないということなんで、終わりにいたします。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

井田議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 議席番号2番、井田理恵です。

すみません、1点だけ質問、確認したいところがあるんですけども、先ほどのコミュニティー事業助成金なんですけども、ここはまだ毎年基本的には割と各地区から出ているものを防災とか、いろんな目的があつて出ていると思うんですけども、それはまだ利用されていないような地区とか、要望が出ていない地区とか、そういう偏りはあるんでしょうか。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えいたします。

私の記憶の範囲で申しわけないんですけども、申請をいただいていない区も中

にはございます。で、申請をいただいた区については、協会等で過去の交付の実績等を勘案しながら優先順位をつけて交付をいただいているものでありますけれども、実際問題としますと、本交付金事業を活用していただけない区も中にはございます。

区長会の折にはぜひ活用してくださいといったことで、うちのほうから説明はさせていただいているところです。

以上です。

○議長（古越 弘君） 井田理恵議員、委員会に付託されていますから、もしあの形がありましたら、詳しいことをまたお聞き……

○2番（井田理恵君） 歳入の部分だと思ってちょっとお聞きしました。終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第20 議案第49号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第20 議案第49号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書83ページをお願いいたします。

議案第49号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書、1ページをご覧ください。

平成29年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ864万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,624万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入です。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、社会資本整備総合交付金などの増額内示によるものでございます。210万円の増でございます。

款4、繰入金、項1、他会計繰入金、一般会計からの繰り入れ、歳出合計864万5,000円増額によるもので、124万5,000円の増でございます。

款7、町債、補助事業分の増による公共下水道整備事業債の増でございます。530万円の増でございます。

歳入合計864万5,000円の増額で、総額は7億6,624万3,000円でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1、土木費、項1、都市計画費、変更認可委託料で500万円の減額、処理場耐震補強長寿命化工事委託料1,300万円増額によるものでございます。1,000万6,000円の補正の増でございます。

款2、公債費、平成18年度借入分の利率見直しに伴う減額、元金償還金136万1,000円の減でございます。

歳出合計864万5,000円の増額で、総額は7億6,624万3,000円でございます。

次の4ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為。

御代田浄化管理センターの長寿命化工事の期間を平成29年度から平成30年度までとし、限度額を5,600万円として債務負担をお願いいたします。

これは国費が当初より増額の内示となったことにより、平成29年度御代田浄化

管理センター長寿命化工事の内容を一部前倒し実施するものでございます。

工事の内容は、処理場入り口の管理棟の隣、沈砂池汚泥棟と塩素高圧室棟、汚泥ポンプ棟の汚泥処理設備及び電気設備の工事を2カ年にかけて実施いたします。

次の5ページをご覧ください。

第3表 地方債補正でございます。

地方債の補正を変更いたします。

起債の目的は、公共下水道事業債です。補正前の限度額を4,370万円から530万円増額し、補正後の限度額4,900万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第21 議案第50号 平成29年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第21 議案第50号 平成29年度御代田小沼水道事業会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書84ページをお願いいたします。

議案第50号 平成29年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により平成29年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書、1ページをご覧ください。

平成29年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところ

ろによる。

第1条 平成29年度御代田小沼水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、2ページにありますように、第51款、水道事業費用、第1項、営業費用としまして、補正額30万9,000円の増額をお願いするものです。総係費の所要額確定に伴う増額をお願いするものでございます。

第2項、営業外費用、第4項、予備費につきましては、増減はございません。

補正額の合計は30万9,000円となり、総額1億8,185万2,000円となります。

第3条 予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

こちらにつきましても、総係費所要額確定に伴う増額をお願いするものでございます。

職員給与費としまして30万9,000円の増額をお願いするもので、3ページにありますように手当26万3,000円、法定福利費4万6,000円で、合計30万9,000円を増額補正するものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第22 報告第3号 平成28年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長（古越 弘君） 日程第22 報告第3号 平成28年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書の８５ページをお願いいたします。

報告第３号 平成２８年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について

平成２８年度御代田町土地開発公社の事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を、平成２９年５月１６日御代田町土地開発公社理事会に提出をし承認されたので、地方自治法２４３条の３第２項により、別紙のとおり報告をいたします。

平成２９年６月２日

茂木町長

内容につきましては、第４５期事業報告書により説明をさせていただきます。

議案書の８８ページをお願いいたします。

平成２８年度の事業報告であります。

初めに概要でございますが、当公社は、公共用地等の先行取得及び管理、処分を行うことにより、御代田町の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的としております。当年度においては、やまゆり工業団地の未買収地であった土地を取得しました。

こちら大字馬瀬口の１４５２番の１筆 $3,218\text{m}^2$ を $1,576$ 万 $8,200$ 円で購入をさせていただいております。

２番目の理事会議決事項でございます。

２８年の５月１８日と２９年の２月１０日、理事会開催をさせていただきまして、３件の議決をいただいております。

３番の会計です。

（１）としまして財産目録ですが、初めに流動資産としまして、現金及び預金 $1,092$ 万 $9,046$ 円でございます。こちらの内訳としまして、現金はございません。普通預金で 742 万 $9,046$ 円、この普通預金の内訳ですが、適用欄で八十二銀行に 734 万 $7,055$ 円、JA佐久浅間で 8 万 $1,991$ 円となっております。

（２）の公有用地で $7,259$ 万 $3,028$ 円で、旧鉄道用地で 64 万 973 円、代替用地としまして $7,195$ 万 $2,055$ 円となっております。

（３）の土地造成事業用地としまして、こちらは全額やまゆり工業団地の用地でございまして、 1 億 $1,938$ 万 $1,094$ 円となっております。資産合計は 2 億

2 9 0 万 3 , 1 6 8 円でございます。

8 9 ページをお願いいたします。

こちら 2 8 年度の土地開発公社の損益計算書となっております。

1 番の事業収益、2 番の事業原価はともに 0 円となっております。

3 番の販売費及び一般管理費ですが、1 7 万 3 , 0 0 0 円の支出でございました。役員報酬で 1 0 万 2 , 0 0 0 円、法人町県民税で 7 万 1 , 0 0 0 円の支出です。事業損益は、1 7 万 3 , 0 0 0 円でございます。

4 番の事業外収益は、全額受取利息で 9 8 9 円、こちら預金の利息でございます。

5 の事業外費用は、0 円となっております。経常損益は事業損失から事業外収益を引いた 1 7 万 2 , 0 1 1 円となっております。これがそのまま当期損失と同額となりまして、1 7 万 2 , 0 1 1 円となっております。

9 0 ページをお願いいたします。

こちら 2 8 年度の土地開発公社の貸借対照表となっております。

資産の部です。1 番の流動資産としまして、1 番の現金及び預金は 1 , 0 9 2 万 9 , 0 4 6 円となっております。先ほど申し上げました土地購入等により、昨年より減額となっております。

公有用地は 6 4 万 9 7 3 円で前年と同額、完成土地等につきましては 1 億 1 , 9 3 8 万 1 , 0 9 4 円となっております。こちらは逆に土地購入により 1 , 5 7 8 万ほど増となっているところです。

1 0 番の代替地は 7 , 1 9 5 万 2 , 0 5 5 円ということで、こちら前年と同額でございます。

流動資産合計につきましては、2 億 2 9 0 万 3 , 1 6 8 円でございます。

続いて、負債の部です。2 番の固定負債としまして、(2) の長期借入金は 1 億 3 , 5 7 0 万円でございます。こちら全額土地開発基金からの借り入れとなっております。

資本の部の 1 番、資本金、(1) の基本財産は 3 5 0 万円です。こちら全額町からの出資金となっております。

2 番の準備金または欠損金としまして、(1) の前期繰越準備金につきましては、6 , 3 8 7 万 5 , 1 7 9 円となっております。当期の純損失は 1 7 万 2 , 0 1 1 円で、準備金合計につきましては、この差額 6 , 3 7 0 万 3 , 1 6 8 円となっております。

ます。

以上のことから、負債資本合計につきましては2億290万3,168円となっております。

以下、91ページにつきましては、28年度のキャッシュ・フロー計算書、92ページからは決算に関する説明書、それと94ページからは付属明細表となっておりますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、報告を終わります。

これより議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成28年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告を終わります。

―――日程第23 報告第4号 平成28年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について―――

○議長（古越 弘君） 日程第23 報告第4号 平成28年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、議案書の101ページをお願いいたします。

報告第4号 平成28年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について

平成28年度御代田町繰越明許費に係る繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告をさせていただきます。

平成29年6月2日

御代田町長

102ページをお願いいたします。

こちら平成28年度の計算書となっております。

昨年度につきましては、全て一般会計で繰り越しをさせていただきました。

初めに、款２、総務費、項１の総務管理費では、文書ファイリングシステムの委託料と役場庁舎整備事業、それぞれ繰り越しをお願いしております。繰越額につきましては５００万円、１億３，７５４万１，０００円の繰り越しの額でございます。

項３の戸籍住民基本台帳費では、個人番号カードの交付事務経費としまして１１６万９，０００円の繰り越しをお願いしております。

款６、農林水産業費、項３、農地費では、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業としまして、１，７５９万３，０００円をお願いしております。こちら児玉用水の改修事業でございます。

それと、農業体質強化基盤整備促進事業１，３１４万６，０００円をお願いしております。こちらは塩野地区の抜井用水の改修事業でございます。

款８、土木費、項２、道路橋梁費です。初めに土地再生整備計画事業で、こちら道路改良事業を６，５６１万５，０００円繰り越してございます。上小田井雪窓線、児玉荒町線、広戸御代田停車場線の改良事業でございます。

それと、道路新設改良事業としまして４０５万円をお願いしております。こちらは、先ほど農林水産業費の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、この事業に関連しまして、児玉地区の神社線について繰り越しをお願いしてございます。

項４の都市計画費は、公園管理経費としまして１，１５６万９，０００円でございます。龍神の杜公園の園路の改修事業でございます。

それと、項５、住宅費では、町営住宅維持管理経費としまして１７５万円を繰り越してございます。こちら児玉荒町線の道路改良の関連で、平和台団地の給水管の布設事業等を繰り越して実施をさせていただくものでございます。

以上、９事業２億５，７４３万３，０００円を２８年度から２９年度へ繰り越しをさせていただきます。

説明は以上になります。

○議長（古越 弘君） 以上で、報告を終わります。

これより議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成28年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。
以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号から議案第50号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第24 請願第14号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願―――

―――日程第25 請願第15号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を
求める請願―――

○議長(古越 弘君) 日程第24 請願第14号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願について、日程第25 請願第15号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願について、お手元に配付してあります請願付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審議願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。大変御苦勞さまでした。

散 会 午後 2時07分